

企業活動継続支援事業

Q & A

※ 補助金には各種の手続きや制限があります ※

※ 御不明の点などありましたら、お問い合わせください ※

＜第3版＞

令和2年6月10日

公益財団法人岡山県産業振興財団

1 補助金の内容（申請手続き関係）

（問１）交付決定前に実施したものは補助対象となるか。

（答）○ 交付決定を受ける前でも、令和２年度４月補正予算（専決）成立日（令和２年４月２４日）以降に実施したものについても補助対象として認められる場合があります。ただし、証拠書類等（見積書・発注請書・納品書・請求書・支払書類等）によって４月２４日以降に実施した事実が確認可能で、かつ、内容が適正であると認められる場合に限ります。

（問２）申請に関しての注意点を教えてほしい。

（答）○ 提出された書類は返却しませんので、必ず申請書類の控えを保管してください。

- 申請に関する各様式において押印が必要なものは、印鑑登録した実印を押印してください。
- 申請書類の作成及び提出等、申請にかかる経費は申請企業の負担となります。
- 申請書類の不備や内容に不明な点がある場合、電話等で確認をさせていただきます。その際、申請内容を説明できる申請企業の方が対応してください。
- 申請書と添付書類がすべて揃い、内容に不備が無いことを確認した時点で、申請書の正式受領となります。
- 選定の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合があります。
- 選定の結果、交付決定されないことや、申請額から減額して交付決定することがあります。
- 追加書類の提出期限を過ぎた場合や申請内容の確認にご回答頂けない場合等には、申請を辞退されたものとみなします。

（問３）補助金の対象となる事業は、いつまでに完了する必要があるのか。

（答）○ 補助金の交付決定を受けたものについては、下記のとおり、事業を完了する必要があります（補助期間内に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きが完了する必要があります）。

事業のタイプ	補助期間
① 職場環境整備事業	交付決定～令和２年 ９月末日
② 人材育成事業	交付決定～令和２年 １１月末日
③ 販路開拓事業	交付決定～令和２年 １１月末日

○ 原則実施期間の延長はありません。補助期間内に事業が完了しない、または、完了しないことが想定される場合は、事前にご相談ください。

（問４）見積書は１社のみでいいか。

（答）○ 税込み単価１０万円未満の物を導入する場合は、１社からの見積書のみで問題ありません。

- 税込み単価１０万円以上の物の導入にあたっては、入手価格の妥当性を証明できるように見積書を取得する必要がある、原則として２社以上から同一条件による見積をとることが必要です。

ただし、発注内容の性質上２社以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書（業者選定理由書）が必要となります。

（問５）単価が１０万円未満の物が一つの見積書の中で複数個あり、合計が１０万円超える場合は相見積が必要か。

（答）○ 同じ商品×複数個＝１０万円以上の場合は相見積書が必要となります。それ以外で他の商品と合計して１０万超える場合は不要です。

例：Ａ商品 ６万円×１個＝６万円

Ｂ商品 ７万円×２個＝１４万円

Ｃ商品 １１万円×１個＝１１万円

計 ３１万円の場合、Ｂ商品とＣ商品については相見積が必要。

（問６）申請を辞退する場合どのような手続きが必要か。

（答）○ 交付決定前であれば、申請辞退書（様式は任意）を提出してください。交付決定後の場合は、交付決定の通知を受けた日から２０日以内に申請取下書（様式は任意）を提出してください。

- 補助事業を中止又は廃止しようとするときは事前にご相談ください。

（問７）定款の写しの原本証明とは、どのようなものですか。

（答）○ 原本を提出することができない書類についてその写しを提出する場合、確実に原本の写し（コピー）であることを申請者名義で証明していただくものです。

最終ページの余白に「原本のとおり相違ありません」と、日付・代表者職・氏名を記入し、代表者印を押印して下さい。証明日は６ヶ月以内です。

（問８）岡山県内に事業所を有しているが、他県で行う事業は対象となるのか。

（答）○ 岡山県が実施する補助金である以上、岡山県内で実施される事業に限ります。

2 補助対象事業者助対象事業者

（問１）中小企業者の定義は何か。

（答）○ 定義は次のとおりです。

「中小企業者」の定義（中小企業支援法第２条第１項）

1 会社及び個人

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他業種	300 人以下 又は 3 億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900 人以下 又は 3 億円以下
卸売業	100 人以下 又は 1 億円以下
小売業	50 人以下 又は 5,000 万円以下
サービス業	100 人以下 又は 5,000 万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 人以下 又は 3 億円以下
旅館業	200 人以下 又は 5,000 万円以下

2 中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）

※上記に該当しない組合や財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、社会福祉法人及び法人格のない任意団体は補助対象となりません。

○以下に該当するみなし大企業は対象外となります。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占める中小企業者

（問２）小規模事業者の定義は何か。

（答）○ 定義は次のとおりです。

・小規模事業者

業 種	小規模事業者
	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種・宿泊業、・娯楽業 （②～④を除く）	20 人以下
②卸売業	5 人以下
③サービス業	5 人以下
④小売業	5 人以下

（問３）常時使用する従業員とは何か。

（答）○ 労働基準法第２０条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とします。
会社役員や個人事業主は該当しません。

○ これには、日々雇い入れられる者、２か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に４か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。

（問４）どの時点で小規模事業者であれば補助率３／４となるのか。

（答）○ 交付申請時点で小規模事業者であれば、補助率３／４となります。事業期間中に従業員数が増え、実績報告時点で中小企業となっても交付申請時点での判断のままとなります。

同じく、交付申請時に中小企業であって、実績報告時点で小規模事業者となった場合は、補助率２／３となります。

（問５）個人事業主は補助対象事業者となるのか。

（答）○ 会社だけでなく、個人事業主も補助対象となります。ただし、申請時に青色申告決算書・確定申告書（写し）、または、開業届（写し）（税務署の受付印があるもの）の提出が必要となります。

（問６）「大企業」及び「みなし大企業」（以下「大企業等」という。）は補助対象事業者となるのか。

（答）○ 大企業等は補助金の補助対象事業者にはなりません。

（問７）「みなし大企業」への該当の判断に際し、出資状況等ほどの範囲まで確認すれば良いのか。

（答）○ 親子関係までを確認します。（孫企業までは及ばないものとします。）

（問８）補助対象事業者について、地域や市町村などの限定はあるのか。

（答）○ 岡山県内の事業所であれば、地域や市町村での限定はなく、県下全域が対象となります。

（問９）補助対象事業者となれない場合の要件は何か。

（答）○ 次の方は補助対象事業者にはなりませんので、ご注意ください。

- ・岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針（平成１１年５月６日制定）に基づく外郭団体及び県が出資・出捐する法人
- ・岡山県暴力団排除条例（平成２２年岡山県条例第５７号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・県税に未納がある者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１３項に規定する接客業務受託営業およびこれに類する事業を行っている者

【参考】補助対象事業者とならない「風俗営業事業者」の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第２条において、次に掲げる営業を行う場合。

○風俗営業（第１項）

（例）パチンコ、麻雀 等

○性風俗関連特殊営業（第５項）

（例）ラブホテル、アダルトショップ 等

（問１０）補助対象になる要件を具体的に教えてほしい。

（答）○ 事業所等が岡山県内にある中小企業者が補助対象となります。

3 補助対象経費

(問1) 補助対象事業の具体例を示してほしい。

(答) ○ 具体例は以下のとおりとなります。

事業名	事業内容	具体例
①働き方改革・ 職場環境整備 事業	感染予防を図りながら働くこ とのできる職場環境の整備	・ サテライトオフィスに関わる事務所等の賃料 ・ サーバー、ハードディスク等記憶装置のないシンクライアント端末、テレワーク関係機器の購入・レンタル料・リース料 ・ サテライトオフィス、テレワークに必要な付属品等 ・ テレワーク用ソフトウェアの購入費または利用料、セキュリティソフト利用料、リモートアクセスツール利用料 ・ 既存の情報機器類との設定を含むネットワーク構築作業の外部委託 ・ 外部専門家へのテレワーク導入のための外部委託 ・ テレワークのマニュアル作成・印刷費 ・ テレワーク勤務に関する規定の整備
②人材育成事業	新型コロナウイルス感染症収 束後の業績回復・躍進を担う 人材の育成	・ 研修講師・アドバイザー等に係る専門家への謝礼 ・ 業務上必要な知識の習得のための Web セミナー参加、e ラーニング受講、オンライン研修参加 ・ 業務マニュアル作成等の外部委託
③販路開拓事業	活動自粛下でも企業活動がで きる販路の開拓	・ 新たな販路開拓に関わるインターネット販売サイト登録 ・ 新たな販売形態実施に向けた機器・備品（貯蔵・包装機器等） ・ 移動販売、個別配達のための自動車、自動二輪車または原動機付自転車の改造費（車両本体の購入を除く） ・ 自社ホームページの改修など ・ Web コンテンツを外国語に対応するための翻訳 ・ 本事業に直接必要となる新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の広報媒体を活用した宣伝に要する経費 ・ ネット通販サイトへの商品情報掲載、広告 等

（問２）複数事業への重複申請をすることができるか。

（答）○ ①～③の複数事業の組み合わせての申請は可能です。

ただし、上限は１００万円。下限は、①～③それぞれ１０万円とします。

（問３）複数の機器等の購入が可能か。

（答）○ 可能です。複数の機器を導入する場合、その合計額を補助対象経費とします。

ただし、複数購入する理由を明示下さい。

（問４）リース・レンタルは、補助対象となるのか。

（答）○ 補助期間内の費用は、補助対象となります。

（問５）パソコン、タブレットやスマートフォン等の端末は、補助対象となるのか。

（答）○ハードディスク等記憶装置のないシンククライアント端末（税込み単価１０万円未満）のみ対象となります。

※シンククライアント端末とは、ソフトウェアやデータを端末内に保存しない機器であって、ネットワーク経由でサーバーに接続し、サーバー側のソフトウェアやデータを扱う端末をいう。

（問６）シンククライアント端末と合わせて机、椅子といった周辺備品等の経費は補助対象となるか。

（答）○ 補助対象となりません。補助対象となる周辺備品は、シンククライアント端末又は申請企業自らが所有・購入するパソコン等に接続して使用する Web カメラ、マイク等を指します。

（問７）テレワークを実施するにあたって、通常の業務で使用するソフトウェアの購入やリース・レンタルは補助対象となるか。

（答）○ 補助対象となりません。Web 会議ソフト等、テレワーク用のソフトウェアのみ補助対象となります。

（問８）ＥＣ（電子商取引）・ネットショップ等へ出店する場合は、何が補助対象となるか。

（答）○ 初期費用（出店料）、事業期間中の月額使用料が対象となります。
商品の販売手数料は対象となりません。

（問 9）クラウドファンディングでのテストマーケティング等は、補助対象となるか。

（答）○ クラウドファンディングは資金調達の方法の一つとなるため、対象となりません。

（問 10）飲食等のクーポンの発行は、補助対象となるか。

（答）○ クーポンは、割引原資となるため、補助対象となりません。ただし、クーポンを含むチラシの印刷費用は広告宣伝費として対象となります。

（問 11）中古品等は対象になるか。

（答）○ 中古品でしか入手できない場合には、新品の補助事業期間内での入手が困難である理由および新品の市場価格を提示でき、適正な価格と認められる場合は対象となる場合がありますので事前にご相談ください。

○ 4/24～交付決定までに入手した中古品を対象とする場合も同様です。

（問 12）現金払いのものは対象になるか。

（答）○ 補助対象になりません。対象となるのは銀行振り込みによる支払いのみとなります。

○ クレジットカードによる支払いも対象外となります。

（問 13）補助金交付申請時の消費税の取扱いは、どうなるのか。

（答）○ この補助金では、事業の実施経費に関する消費税等分は、補助対象とはなりません。補助金交付申請は、消費税を含まない形で申請をお願いします。

○ 全ての積算は、消費税等抜きの数字となりますので、見積額が内税の場合は、割り戻して、税抜き価格として積算ください。

○ また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

※ 補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。

（問 14）見積書の徴取について、特に注意すべきことは。

（答）○ 見積書に計上されているものが、補助対象経費となるか確認の必要がありますので、内容がわかるようにして見積書を徴取してください。

（問１５）汎用性が高く目的外使用が想定される機器等は、具体的にどのようなものか

（答）○ 補助事業にて購入する機器については、その補助事業のみに使用することを認めているものです。したがって、他の用途に使用（目的外使用）する可能性が想定される機器については、補助対象外となります。

例）シンククライアント端末ではないパソコン、タブレットやスマートフォン、モニター、エアコン、空気清浄機、飛沫防止パネル等を指します。これらは対象とすることはできません。

※ただし、単体での導入ではなく他の機器等とセットで導入し、システムとして不可分である場合、かつ固定するなど汎用性を下げたモニターは対象とします。

（問１６）自社ホームページの改修費が５０万円（税込）以上となるが、補助対象となるか。

（答）○ 補助対象とはなりませんが、当該ホームページは、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、取得日から５年間は、処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

なお、補助金の交付を受けた補助事業の目的を遂行するために必要なホームページの改良や機能強化は、事前承認申請等が必要となる「処分」には該当しません。

（問１７）テレワークに活用するため、通常業務に必要なソフトウェアの購入について補助対象経費となるか。

（答）○ テレワークに直接必要なソフトウェアについては補助対象とはなりませんが、申請企業の業務用のソフトウェアは補助対象外となります。

（問１８）毎年実施しているイベント情報のチラシを作成したいが補助対象となるか。

（答）○ 販路開拓事業について、本事業の趣旨は、「活動自粛下でも企業活動ができる販路の開拓への取り組み」としております。したがって、既存事業に係るチラシの配布は対象外となります。

（問１９）赤外線サーモグラフィカメラについて設置を検討しているが、補助対象となるか。

（答）○ 赤外線サーモグラフィカメラについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に、一定程度の有効性が認められるため、単価税込み５０万円未満のものであれば、補助対象とすることとしました。

なお、非接触型を含む体温計については汎用性が高いため補助対象外となります。

（問２０）動画配信のため、カメラ（ビデオカメラ）の導入を検討しているが、補助対象となるか。

(答) ○ Web カメラ以外は、汎用性が高く目的外使用が想定されるため、補助対象外となります。

4 変更交付申請について

（問１）補助金の交付申請時に予定していた導入機器と違う機器を導入することは可能か。

- （答）○ 交付申請時の機器が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には変更可能です。この場合において、変更交付申請時に変更内容及び、変更となった理由書を提出してください。
- なお、内容や金額に変更が生じる場合はご相談ください。

5 実績報告について

（問１）精算額が増額となった場合は、補助金は増額となるのか。

- （答）○ 交付決定額が補助金支払の上限額となりますので、精算額が増額となっても補助金額は増額とはなりません。
- なお、精算額が減額となった場合には、補助対象金額の変更があったということになるため、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。

（問２）補助金を概算払いしてもらえないのか。

- （答）○ 財団から補助事業者（補助事業を行う者）への補助金の支払いは、全ての事業が完了し、補助金の全体額が確定した後の「精算払い」となります。補助事業者から発注業者等へ代金を支払った後に実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施にあたっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

6 補助金交付後について

(問1) 補助金を返還しなければならないことがあるのか。

(答) ○ 以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助対象事業者に補助金が支給されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- ① 偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けたとき、または受けようとしたとき
- ② 補助金を他の用途に使用したとき、または使用しようとしたとき
- ③ 補助金の支給決定の内容またはこれに付した条件、その他法令等に違反したとき
- ④ 廃業、倒産等により、補助事業の実施が客観的に不可能となったとき
- ⑤ 暴力団員等の該当者または関係者であることが判明したとき
- ⑥ その他の補助金等の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は要綱に基づく命令に違反したとき

【お問い合わせ先】

岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課

電 話 : 086-286-9677

FAX : 086-286-9691

E-mail : bchojo@optic.or.jp